

我孫子市監査委員 あて

我孫子市長 星 野 順一郎 印

指摘事項等に対する措置通知書

地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、監査の結果に対して措置を講じたので、通知します。

部（局）課名	総務部 施設管理課
区 分	平成 2 6 年度定期監査の（指摘・指導・検討）事項 (該当するものに○すること)
指摘事項等の内容（定期監査報告書に記載された内容）	
<p>今年度の重点監査項目である「公用携帯電話の利用状況」については、その使用目的の大半が、災害時等の緊急連絡用として使用しているところであり、通話料はほとんどかかっていなかったが、月々の基本料金等の固定経費の額が多額となっている。</p> <p>今後は、真に必要な部課、台数について精査し、経費の削減に努められるよう望む。</p> <p>また、携帯電話の利用に際し付加されている「ポイント」については、その利用方法について、明確なルールが無く、各部課とも「ポイント」を失効しているところである。</p> <p>今後は、施設管理課等が中心となり「公用携帯電話のポイント」の利用についてのルールを作成し、「ポイント」の有効活用を望む。</p>	
措 置 内 容	
<p>携帯電話を使用している所管課を対象とし、用途及び保有の目的を確認しました。この結果、7 台について使用の見直しが必要であることが判明しました。しかし、契約により 2 年間は解除できないため、不必要と判断した時は更新時期に廃止をしていきます。また、携帯電話の利用実態にあった効率的な契約プランとなるよう定期的な見直しを行い、経費の削減に努めていきます。</p> <p>公用携帯電話の「ポイント」については、契約事業者毎に「ポイント」で活用できる内容が違うことから、現在その内容を確認しています。今後、有効的な活用を図れるように、利用についてのルールを「ポイント」の有効期限が切れる平成 2 7 年 5 月までに作成していきます。</p>	

(注) 指摘・指導・検討事項の区分毎に、表を作成してください。